

会議開催のお知らせ

令和7年度栃木県難病医療連絡協議会

栃木県難病医療連絡協議会設置要綱に基づき、本県における難病患者の支援体制を整備するため、下記のとおり令和7年度栃木県難病医療連絡協議会を開催します。

傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

1 開催日時

令和8(2026)年2月25日(水曜日)15時30分から

2 開催場所

栃木県庁9階 会議室3(宇都宮市塙田1-1-20)

3 議題

- (1) 難病医療ネットワーク推進事業について
- (2) その他

4 傍聴定員

5名

5 傍聴申込みについて

傍聴を御希望される方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。

なお、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定しますので、あらかじめ御了承願います。(詳細については傍聴要領を御覧ください。)

6 問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康増進課難病対策担当(栃木県難病医療連絡協議会事務局)

TEL 028(623)3086

傍聴要領

栃木県難病医療連絡協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定 15 分前までに、会場受付で氏名及び住所、年齢及び職業を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は、先着順で行き定員になり次第、受付を終了いたします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎたてる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場における写真撮影、録画、録音等については、係員の案内に従うこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。